

介護保険導入後の療養病床の状況

医療保険適用の療養病床	介護保険適用の療養病床
<p>長期にわたり療養を必要とする患者のうち比較的医療密度の高い医学的管理を必要とする者が対象 (例) ・脳血管疾患等の発症後3か月以内で回復期リハビリを要する者 ・脊椎損傷、神経難病等により人工呼吸器管理を要する者 等</p> <p>要介護度による評価なし (日常生活障害の有無、認知症(痴呆)の有無を基本とした日常生活における介助の必要度に応じた評価を導入)</p>	<p>要介護者であって医学的管理を伴う長期療養の必要な者が対象 (例) ・糖尿病と認知症(痴呆)の合併した者 ・経管栄養を要する独居者 等</p> <p>要介護度別の報酬</p>

医療保険適用の療養病床における患者の状態

介護保険適用の療養病床における患者の状態

